

(第一類 第一號)

第四十八回国会 内閣 員会 議録 第三十一号

(四六六)

昭和四十年四月十三日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 荒松清十郎君

理事 佐々木義武君

理事 八田 貞義君

理事 村山 喜一君

理事 天野 公義君

理事 池田 清志君

理事 高瀬 傳君

理事 辻 寛一君

理事 二階堂 進君

理事 藤尾 正行君

理事 菅原重光君

理事 中村 高一君

理事 山下 榮二君

理事 稲村 隆一君

理事 受田 新吉君

理事 濑川 徹郎君

理事 田中 角榮君

理事 谷村 格君

出席國務大臣

大蔵大臣 田中 角榮君

運輸大臣 松浦周太郎君

大蔵事務官 佐々木庸二君

大蔵事務官 佐々木房長

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 (大臣官房長) 佐々木房長

運輸事務官 (船員局長) 芥川 駿孝君

運輸事務官 亀山 信郎君

海上保安庁長官 今井 榮文君

海上保安庁次長 有田 穀君

委員外の出席者

(大臣官房財務官) 大蔵事務官

調査官

向井 正文君

大蔵事務官 鳴崎 均君

(主計官) 国税庁次長 喜田村健三君

専門員 茂木 純一君

理事 伊能繁次郎君

理事 永山 忠則君

理事 田口 誠治君

理事 山内 広君

理事 岩動 道行君

高夫君 正興君

高夫君 徹郎君

高夫君 恭一君

高夫君 徹郎君

高夫君 隆一君

新吉君

新吉君

新吉君

新吉君

新吉君

新吉君

同日

委員小金義照君及び伊藤卯四郎君辞任につき、そ

の補欠として小金義照君及び山下榮二君が議長

の指名で委員に選任された。

同月十三日

旧金鶴勲章年賜金の復活に関する陳情書外一件

(八田貞義君外十一名提出、衆法第一三号)

は撤回された。

同月十四日

旧金鶴勲章年金受給者に関する特別措置法案

(八田貞義君外十三名提出、衆法第二三号)

は本委員会に付託された。

同月十五日

旧金鶴勲章年金受給者に関する特別措置法案

(八田貞義君外十一名提出、衆法第一三号)

は本委員会に付託された。

同月十六日

中小企業省設置に関する陳情書外十五件(奈良市議会議長阿波谷あさ子外十五名)(第一号)

同外一件(八日市市議会議長岩根宇一郎外一
名)(第九六号)

同(留萌市議会議長八幡久栄)(第一六二号)

同(三笠市議会議長藤本智)(第二〇二号)

在外私有財産補償に関する陳情書外七件(福島県東白川郡妙川村議長芳賀悟朗外七名)(第
二号)

同外九件(大館市議会議長渡部綱次外九名)(第
九三号)

瀬戸内海地域開発局設置に関する陳情書(四国

県東白川郡妙川村議長芳賀悟朗外七名)(第
二号)

元知外二件(栃木県上都賀郡栗野町議会議長臼井

同外一件(広島県安芸郡熊野町議会議長伊藤源

藏外一名)(第二〇一号)

金鶴勲章年賜金の復活に関する陳情書外一件

(浦和市高砂町五丁目二百十八番地中島三五郎
外二名)(第三号)

同(春日都市不動院野千四百七十一番地増田喜
一)(第九七号)

同(春日都市不動院野千四百七十一番地増田喜
一)(第五号)

同(浦和市高砂町五丁目二百十八番地中島三五郎
外二名)(第三号)

同(春日都市不動院野千四百七十一番地増田喜
一)(第五号)

都千代田区富士見町二丁目一番地全国教職員団体連合会執行委員長山本徳市(第二〇号)
紀元節復活に関する陳情書(東京都荒川区町屋二丁目十七番地の九字井孝次)(第一六〇号)
建国記念日制定に関する陳情書外四件(北海道龜田郡尻内町東光中学校長小島政吉外四名)
(第一六一號)
同外四件(樺原市樺原神宮宮司高階研一外千八百八十八名)(第二〇六号)
陸上自衛隊信太山駆逐部隊の差別事件に関する陳情書(岡山県久米郡中央町議会議長山本藤政外一名)(第一六三号)
百八十八名)(第二〇六号)
陳情書(岡山県久米郡中央町議会議長山本藤政外一名)(第一六三号)
陳情書(岡山県久米郡来町養母二千四百三十六番地町田武男外八名)(第二〇三号)
金鶴勲章受章者の処遇に関する陳情書(鹿児島県日置郡東市来町養母二千四百三十六番地町田武男外八名)(第二〇三号)
陳情書(岡山県久米郡来町養母二千四百三十六番地町田武男外八名)(第二〇三号)
陳情書(那覇市久米町一丁目四十九番地沖縄退職公務員退職会長山城篤男)(第二〇四号)
紀元節復活反対に関する陳情書(大阪市住吉区大坂市立大学文学部井手至外四十四名)(第二〇五号)
恩給等通算に関する陳情書(東京都中央区銀座西七丁目六番地満鉄会長山崎元幹)(第七号)
沖縄の市町村財政援助に関する陳情書(沖縄那覇市天妃町沖縄市長会長西銘順治)(第八号)
國旗記念日制定に関する陳情書(大津市垣内町西片平次郎)(第九四号)
退職公務員の恩給額に関する陳情書外一件(豊後高田市大字美和退職公務員連盟西國東支
部長峰松政穂外一名)(第九五号)
憲法改正等に関する陳情書(京都府東山区仁王門通東大路西日本民主同志会中央執行委員長松本明重)(第九八号)
瀬戸内海地域開発局設置に関する陳情書(四国教育職員の給与体系確立に関する陳情書(東京雅彦)(第九九号))
○河本委員長 これより会議を開きます。
運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)
大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)
し、審査を進めます。

質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 時間もそろたくさんありませんので、私簡潔にお尋ねをいたしますので、御答弁を願いたいと思います。

今回、港湾建設局に飛行場の建設業務を行なわせるということになるわけあります。この飛行場の建設業務を港湾建設局のほうに移さなければならぬ積極的な理由というものを、いろいろ質疑をしてお伺いをしております中で、もう少し明確に御答弁を願つておきたいと思つてござります。それからそれに関連いたしまして、現在の飛行場の建設体制と今後の飛行場の建設の体制の問題は、どのように運営をされていくのかといふ問題がござりまするし、本年度の場合には、第二港湾建設局の管轄区域内からはずされている、いろいろな技術的な問題もございますので、これについての御説明を願つておきたいのであります。

それから第二の問題は、連絡を申し上げておきましたが、去年の六月の二十六日に成立をいたしました内航二法の附帯決議の第三項の小型船の満載喫水線制度の実施についての問題について、大臣の御所見をお伺いをしたいのであります。この問題につきましては、やはり人命と財産保護のために、なくてはならない緊急的な措置が当然必要であると考えるものでございますが、海上保安白書によりますと、三十八年度の一般海難件数が二千九百三十一隻であつて、三十七年度に比べて百十三隻もふえている。しかもその内容を見ますと、これは荷物の積み過ぎという事態が、海難の原因の中でも一番大きく出ているわけでございますが、そういうような状態であるにもかかわらず、現在の法令の定むることによりますと、陸岸から二十マイル以内の沿岸交通においては、満載喫水制度がなくて、不法状態といわなければならぬような状態になつてゐる。こういうような状態になつてゐるところに、結局現実の問題として採算上からその過積みを半強制的に

余儀なくされて、しかもその結果は、船員だけが海事審判でさばかれるという事態が出てゐるといわれてゐるので、こういうような問題を考えてもあります。これに対するところの今まで、附帯決議に対しましてどのような措置を講じてこられたのか。最近は、特に陸上におきましては、交通安全機関等を設けまして、交通安全全国民会議というものが生まれ、陸上におけるところの国民のそういううような交通からもたらされます安全の問題については、非常に大きな問題として取り上げられております。この問題は、やはり航海安全という立場から問題を取り上げていかなければならぬかと思ひます。そこで、これに対するところの大臣の御所見をお伺いをしますと同時に、船舶局におきましては、これが所掌業務でございまして、これに対しましてどのような対策を講じておられるかを御説明願つておきたいと思うのであります。

○松浦國務大臣 まず第一に、空港に対する公團は、政府直接にやる場合にどうして公團をつくらかといふ考え方についてのお尋ねだと思います。私は、いま飛行場のお話だと聞いたものですから、それではそれは官房長から申し上げます。

それからもう一つ、喫水線を越して満載しているのではないか、これは去年の六月二十六日の船舶安全法及び内航二法の審議の際に附帯決議をつけたじゃないか、それ以後一体どういう方法をやつてきたかということです。三十九年度におきましては、四十二万円の予算を計上いたしました、一に内航船舶の運航実態の調査、解析を行なっております。第二には、航路標識事務所の

計測による日本沿岸の気象、海象の調査、解析を行なつてまいりました。本年度におきましては、前記の結果に基づき、造船技術審議会において満載喫水線の基準案についての検討を進めており、一方官民協力をもつて日本造船研究協会におきまして、総額六百九十万円の経費によつて船舶の通報による日本沿岸及び太平洋海域の気象、海象の調査を得た上に、できる限り早い機会において必要な措置を講じたいと思っております。いまさよ

うなところまでいつておる次第でございます。○堀政府委員 第一の御質問の、飛行場の建設業者はどうかということです。最近の理由はどうかということでござりますが、最近の航空需要の増大に伴いまして、航空機がだんだん大型化し、また高速化いたしております。さらに運航回数も、だんだん増加いたしてまいります。そのため、既存の空港も拡張を必要とする空港がだいぶん出てまいりますし、また、新しい空港をつくるという要請も出てくるわけであります。

現在はこのような空港の建設事務は、東京の国際空港と大阪の国際空港以外は、直接航空局においてその建設事務を施行しておつたのであります。東京と大阪につきましては、空港整備事務室といふもので処理いたしておりますが、その他の空港

においては、航空局が用地買収、補償、調査、設計、

それから請負契約、工事監督、支払い等に至るま

で直接やつていた。非常にこのやり方では隔離感

がござります。そこで今後はこういふ点を手が届くよ

うに、かゆいところに手が届くようにやるために

はどうするかということを考えまして、当省の既

存の地方支分部局等港湾建設局にこれをやらすと

いたことが、最も能率的であり、かつ合理的であ

りますが、これは御承知のとおり、沿岸の二十マイ

ル以内を航行するわけでございますので、陸岸に

近いところの海象、気象の状況を詳細に調べたわ

けでございます。そこらのデータを解析いたしま

した結果、事務局としてまあ第一原案と申してよ

ります。

○芥川政府委員 満載喫水線の点につきまして、補足説明を申し上げます。

国会の御決議で、小型船舶に満載喫水線制度を実施せよというお話をございます。昨年、三十九年度四十二万円の予算をもちまして、内航船舶の運航の実態の調査、解析、すなはちこれは内航船舶が入出港いたしました場合に、その喫水の実態を調べたわけでございます。それから航路標識事務所の計測による日本沿岸の気象、海象の調査であります。これは御承知のとおり、沿岸の二十マイ

ル以内を航行するわけでございますので、陸岸に

近いところの海象、気象の状況を詳細に調べたわ

けでございます。そこらのデータを解析いたしま

した結果、事務局としてまあ第一原案と申してよ

るらしいかと存しますが、一案を手元にはまとめる段階にまでまいりました。そこで、造船技術審議会の中に安全部会を設けまして、本年の三月二日に第一回の審議を行なつたわけでございます。この安全部会には、いわゆる関係の技術的な権威者の安全部会には、いわゆる関係の技術的な権威者並びに海運業界のほうからの権威者、それから保險業界その他の各方面の権威を集めました。この奥水を制限します問題は、見方によりますと利害各方面の権威であるという方々を集めるよりに留意したわけでござります。そういたしまして、この安全部会にさらに内航船の満載喫水線を扱います小委員会、同時に、漁船の問題の小委員会、無線関係の小委員会、この三つの小委員会を置きましたして、今後研究を進めてまいりたいと思う次第でございます。従来これを法律をもつて制限しておられません理由は、簡単に申し上げますと、国際条約で約束した範囲を法律で執行いたしまして、沿岸につきましては、いろいろの特性がございまして、特に制限を設けないで、運航者なりの良識にまちまして、船を運航いたしますようにしておつたわけでござります。一定の検査基準に合格しておれば、あとはそれ以上の制限をしないようにしておつたわけでございます。しかし、国会の御決議の趣旨もあり、また、海難の状況も、先生の御指摘のとおりな問題もございましたので、技術的に無理のない制限をするということが、かえつて運航の成績も向上し、また、人命の安全も確保できるといふことになりますと、当然これはやらなければならぬと存しまして、第一原案というようなものをまとめて、ただいま申し上げたような審議会に審議をいただいておる現状にございます。簡単でございますが、経過の御説明を申し上げました。

○村山(喜)委員 ただいま小型船の満載喫水線の問題について御説明をいただきましたが、現在審議会で検討中であるという方が結論のようでござります。これは当局の説明にもござりますように、現在日本海難防止協会が海上保安大学に依頼をして実情調査をいたしましたが、機帆船の百六十二隻のうちで、乾舷マーク以上に積んだ八十七隻の中で三十四隻が遭難をしているという実情がある。ところが、乾舷マーク以下の積み荷の船は、七十五隻の中ではわずか一隻しか損害を受けていない。こういうような問題がござりますし、現実に一般海難による件数が、昨年の人命損害で二万二千九百四十一人に及んでいます。それから、そのうちの死者が八百三十三人に及んでいるという実情、これららの問題から考えまして、当然この問題については、自分たちの生命を守るという立場から、労働組合が結成をされているところでは、その船主との間に、労働との間ににおいて、あるいは経営者との間に、労働協約の締結等も一部行なわれているようであります。ところが、この小型船に乗り込みまして実際の業務に携わっている業態を調べてみると、さあめて小さなそういうような職場組織でございますので、なかなか労働組合をつくってそういうような自分たちの生命を守るために運動をするといふわけにもまいらない、それが大部分であるようであります。こういうふうになつてまいりますと、私が先ほど申し上げましたように、人命の尊重、それに財産の尊重という立場から、一日も早くそのままの国会の附帯決議の線に沿うて結論をお出ただくというのが、運輸行政に携わる皆さんの方の当然の方針ではなかろうかと思うのでござりますが、先ほどの説明をお伺いいたしますと、三十一年度は四十二万円の予算であった。ことしは造船審議会等に六百九十万でしたか、これらの金額をもつて、安全部会なりあるいは各小委員会に分かれていますが、そういう方向で、いつごろその審議会は結論を出し、それに対して運輸省としてはどういうふうにするのだという態度をいつど

御決定を願うといふ見通しであるのか、その予定が立っているならば、この際明らかにしていただきたいと思います。

それから、今回港湾関係として、港湾建設局に飛行場の建設業務を行なわせるということになつてまいりますと、現在の各港湾建設局の事業量との関係が、定員の面においても出てまいるわけあります。直轄事業費が大体ことし六十一億ほどふえておるわけでありますと、定員は八名ほど減つておる。さらに今度港湾建設局のほうに飛行場建設という業務まで付加されるということになつてまいりますと、多年今日までやつておられます港湾建設局本来の業務に大きな圧力という材料になりますと、労働過重というような問題が出てくるのではなかろうかと考えられるわけであります。そういうような問題に対応するための対策といいますか、所要の増加人員というようなものの等は、十分な措置がこれでとられるだらうかどうかどうだらうかということを懸念をいたしますが、これにつきまして御説明を願つておきたいのであります。

○松浦國務大臣　局長からお答えいたさせます。

○芥川政府委員　小型船に対します満載喫水線の制度を施行する時期はいつかということをございますが、本件につきましては、先ほど申し上げましたように、技術的に造船審議会において審議され進め始めたところでございます。ただ、先生御指摘のように、現在運航しております運航の状況が、相当荷物を積んでようやく小さな海運会社が採算を取つておる。それを技術的に制限すると、いろいろ問題が出てまいると考えるのでござります。そこで安全を重視するのは当然だらうと存じます子が、過度に安全度といふようなことをいうのは避けなければならないと考えております。また幾つかでも制限をするようなことが起きますと、そなまでの商慣習によつて採算を取つておつた業者のこれに対する経営上の問題等もございまして、これは船舶局の所管ではないわけでござります。これらの問題の解決をもあわせ考えて、無理の

ない技術上の基準を出してまいりたい、そういう観点から問題は長くかかることと考えておりますが、いま私どもはもう一度考えておりますのは、一応一年くらいで大体の結論を得まして、そして指導期間を経まして、その後法律改正をお願いしまして正式に施行してまいりたいというふうに考えております。
○堀政府委員 港湾の事業量がふえておるのにかわらず、空港の建設の業務まで引き受けができるかといふことになるわけですが、なるほど港湾の事業費は、前年度に比べまして六十一億増加いたしております。それに對して定員は八名との減ということで、さらに空港の関係の仕事をかえ込むことになるわけですが、港湾の仕事をは、従来直轄業務と譲負業務といさいますが、今後さらなる特別会計の直轄業務をできるだけ合理的に考えまして、譲負のほうにでかけるだけ回せるようには回す。それで能力に余裕をつけた上で事業量の増加をカバーする。一方、空港関係の要員は港湾建設局に移しかえる。今まで空港関係の仕事をやっていたものを航空自衛隊から港湾建設局に移しかえるという方向をとる考え方でございます。港湾建設関係の仕事は、今まで全部直轄ではなくて、譲負でやっておりますので、急激な事務量の増大とはならないと考えられます。このよくなな趋向によつて、港湾の事業量が若干ふえましても、空港の仕事はこなし得るというふうに考えておられます。

命の安全という問題を第一義的に考えて、それらの船腹の過剰といふ問題等につきましては、別ほうの立場から考えていかなければならぬ問題があるのではなかろうかと思うのであります。が、この度量は、たゞ百キロメートルを二三行につけて、

なります。でござりますから、その方のみに片寄らずに、両方助けられるという線を考えることが必要ではないかということを言っておるのであります。

で、また適當な機会もあるうかと思いますが、臣のほうでもこの点については今後御留意をお聞い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

そこ辺から生命の危機の問題が現実に出てきて、いるわけでありますので、これにつきましては、人命、航海安全という問題を第一に考えていくと、いう立場で善処方をお願いしたいのでござりますが、運輸大臣いかがでございましょう。

クを消して、そして現実に就航をしているものが、ある。こういう事実等があるということを聞くのであります。あるいは木材のごときは、四割も過積みをして現実に就航をしている。そういうような過当競争が現実に行なわれている中で、これに従事する船員等の生命の不安という問題が出ている。この問題は十分お考えを願いたいと思うのであります。

経営上から見て一つの問題になるわけでござります。その辺はひとつ行政の妙を發揮して、適當な線を引いて、安全であり、かつ經營もできるというところをねらうよりほかに道はないのではないかと私は思つております。

○村山(喜)委員 当たりさわりのない答弁をいた
だいたわけですが、問題は、私はやはり人命尊重
という立場を一番強く考えてもらわなければなら
ないと思う。その次に経営の問題、これがやはり
社会正義の上に立つ行政ではなかろうかと思うの
ですが、経営と生命をバランスをとつて考えると
いう方向を、大臣はやはり固執されるのですか。
これはちょっとおかしいと思います。人命尊重と
いうのは、佐藤内閣の本命じゃないですか。

クを消して、そして現実に就航をしているものがある。こういう事実等があるということを聞くのであります。あるいは木材のごときは、四割も過積みをして現実に就航をしている。そういうような過当競争が現実に行なわれている中で、これに従事する船員等の生命の不安という問題が出ている。この問題は十分お考えを願いたいと思うのであります。

時間の関係がありますので、私はこれでやめたいと思いますが、この直轄の国の土木工事を請負方式で港湾建設局の場合には今後推進をしていくことになりますけれども、地方支分部局として港湾建設局等が設けられました最大の理由は、技術的にきわめて複雑高度のものを実施しなければならない。そのためには、地方公共団体ではとても手に負えない、このようなものを国の出先機関である港湾建設局が行なうんだという立場をとり、その高度な技術性あるがゆえに存在が許されていてると私は思う。それでなければ、臨時行政調査会の勧告の中にもござりますように、当然程度な技術で、そう高度なもの要しないようなものは、これを地方公共団体に移しかえをしなさいといふ答申も出されているのでございますから、そういう立場から考えていくならば、これを直轄をやめて請負制度に切りかえていく方向を漸次進めます。この点につきましては、今後の行政制度のあり方の問題に因縁をいたしまりりますの

てもやれとは私は言つてない。その辺はひとつ御了承願いたいというのは、二万隻もある木船の機帆船そのものに、一々鉄船の外航船のような線を引いて、そしてそれ以上積んではいかぬといわなくとも、本人も荒波を切り抜けていくんだから、これ以上積んだら自分もあぶないといううな考えを持つわけですから、そういう場合に一々そのところを役人が介在してやるべきかどうかということは、少し考えるべきじゃないかと。いうことを言つておるだけのものであつて、何本命を捨ててまでやれといふことを言つておるのであります。せんから、誤解のないようにお願いいたします。

もう一つ、請負にして役所の手を省くというのをおかしいぢやないかということであります。が完全な仕様書に基づいて監査を完全にするならば結局役人が直接にやりましても、下請させるのですから同じことであると思います。要はでききがつた品物の監査が行き届くかどうかという点にあると思っております。

○壇政府委員 港湾の直轄業務を全部請負にいたすという方針ではございません。現在の直轄業務のうち、請負にいたしたほうがよろしいといううのを若干整理をするということをございまして、先生のおっしゃいました方針に従つて今後もやる考え方でございます。

佐世保の保安部の管理範囲の関係についてまず第一にお聞きをいたしたいと思いますが、御承知のとおり、韓国とは非常に近距離であるために、密航が非常に多い。したがつて、密入國も相当多くあるというので、この近海は海難も多発海域となつております。そのために相当多くの巡視船が必要でありますけれども、現在の巡視船の數からいきますと、非常に不足をいたしておるようになりますと、非常な方針をお立てになっておられるか、まずその点から御答弁をいただきたいと思います。

○有田政府委員 ただいま海上保安庁が保有いたしております巡視船艇の現状から申し上げたいと存しますが、三十九年度におきまして、海上保安庁においては巡視船八十八隻、巡視艇二百八隻、合計三百九十六隻を擁しております。しかしながら、ただいま先生お示しのとおり、船艇につきましては逐次代替建造と純粹の増強の必要を認めまして、海上保安庁いたしましては、一応巡視船艇整備十カ年計画といふものを持つております。これによりますと、本年度より十カ年の間に逐次代替増強いたしまして、終局におきまする形が、ただいまの巡視船は九十八隻、巡視艇は二百七十三隻、合計三百七十一隻といふ巡視船艇の勢力に

○松浦國務大臣 ちよつと簡単に。
先ほどのように、この満載量以上の四割も積む
といふようなことについて、私はこれを許容して
いるのではありません。これはその喫水線を越す
か越さぬかといふボーダーラインの線をどうする
かというところまでのことを言つてゐるのであつ
て、四割もよけい満載している、それを命を捨て
てもやれとは私は言つてないです。その辺はひと
つ御了承願いたいというのは、二万隻もある木造
船の機帆船そのものに、一々鉄船の外航船のよう
な線を引いて、そしてそれ以上積んではいかぬと
いわなくても、本人も荒波を切り抜けていくんだ
から、これ以上積んだら自分もあぶないといふよ
うな考えを持つわけですから、そういう場合に
一々そのところを役人が介在してやるべきかど
うかということは、少し考えるべきじゃないかと
いうことを言つておるだけのものであつて、何も
命を捨ててまでやれといふことを言つておるので
はありませんから、誤解のないようにお願ひいた
します。

もう一つ、請負にして役所の手を省くといふのはおかしいぢやないかといふことであります。が、完全な仕様書に基づいて監査を完全にするならば、結局役人が直接にやりましても、下請させるのではなく同じことであると思ひます。要はでき上
がつた品物の監査が行き届くかどうかといふ点に
あると思っております。

○堀政府委員 港湾の直轄業務を全部請負にいだすといふ方針ではございません。現在の直轄業務のうち、請負にいたしたほうがよろしいといふものを若干整理をするということございまして、先生のおっしゃいました方針に従つて今後もやる
考え方でございます。

○河本委員長 田口誠治君。

（田口）（誠）委員 きよら理事会で時間の打ち合わせをしておりますので、その範囲内で質疑を終わらしたいと思いますから、ひとつ答弁のほうも要領よくお願ひしたいと思います。政府委員のおいでなつておる順序から質問を申し上げたいと思います。それは海上保安庁関係について御質問申しあげたいとします。海上保安庁関係と申しますので、限定をしておりますから、そういう点をまずお含みをいただいて御答弁をいただきたいと思います。

佐世保の保安部の管理範囲の関係についてまず第一にお聞きをいたしたいと思いますが、御承知とおり、韓国とは非常に近距離であるために、航が非常に多い。したがって、密入国も相当多あるというので、この近海は海難も多発海域となっております。そのため相当多くの巡視船が必要でありますけれども、現在の巡視船の数からいきますと、非常に不足をいたしております。しかしながらも増船してもらいたいという強い要望があるわけですが、こうした關係からどういう方針をお立になつておられるか、まずその点から御答弁をいただきたいと思います。

有田政府委員 ただいま海上保安庁が保有いたしております巡視船艇の現状から申し上げたいといたしますが、三十九年度におきまして、海上保安においては巡視船八十八隻、巡視艇二百八隻、計二百九十六隻を擁しております。しかしながら、ただいま先生お示しのとおり、船艇につきましては逐次代替建造と純粹の増強の必要を認めます。だいまの巡視船は九十八隻、巡視艇は二百七十一隻、合計三百七十一隻という巡視船艇の勢力に

体話がきまつて、しかし、十二海里にいたしますと、両方から十二海里とりますと、済州島と本島の先にある小島との間にちょっととしたすきができるわけなんで、ひょったんのよろな形になるのです。そこは、いまの話し合はは日本のほうで譲つて、日本の船が入らぬことにしたようでございまして、そうすると、専管水域を侵すという場合においては、向こうは従来よりも厳格な取り締まりをするであろう。しかし、李ライインは漁獲量において協定をいたしましたようあります。つまり十六万五千トンですか、といらうよろなものでありますから、それは今までのよろなことはないのでございります。ただ、それに対する配船は海上保安庁のほうでお考えになつておられるのですから、どういふうに配船されるか、私はまだ考えておりませんが、従来よりも李ライインというよろなものは全然問題にならないことになりますが、その水域は規模と漁獲量でいきますから、十六万五千トン日本のはうでとるということに大体話をしておるようあります。

○今井政府委員 大臣の御答弁を補足して答弁させさせていただきますが、いま大臣がおっしゃいましたように、李ライインが廃止になつた場合に、今後の漁業監視といいますか、漁業保護をどうするか

といふ面につきましては、新しい体制になりますので、外務省並びに農林省のほうと十分お打ち合わせをした上で今後やつていきたいといふことでございまして、したがつて、先生がおっしゃいましたように、漁業監視のために巡視船がどの程度必要か、あるいは従来よりは少なく済むのではないかといふような問題があるわけございまして、この点は今後十分具體策を検討していくと思います。

それからなお、御指摘の巡視船が、かりに漁業保護のための船艇をそれほど必要でないといふ段階になつた場合には、どういう方面に振り当たられると、この点は今後十分具體策を検討していく

御承知のように、現在約二十二隻の船を持つて、

常時六隻程度の巡視船を李ライインに配備しておるのでござりますが、これほどの数の船はおそらく業務である海難救助その他任務に復帰する、おおういふことに考えておる次第でござります。

○田口(誠)委員 終わりの時間が約束されており申上げたいと思いますが、この程度で要望を申し上げて終わりたいと思います。

先ほども申しましたように、非常に韓国と距離が近いということから、密航、密入国者が多い。それから海難が多い。こうしたことから、巡視船のスピード化、大型化、こういう点が強く要望されています。そこでこの密航者の数、海難の数、こういうような点を私どもは數字的に検討いたしました。この佐世保管轄の保安を完全にするためには、海上保安庁としても少し力を入れておられます。そこでこの密航者の数、海難の数、こういうような点を私どもは數字的に検討いたしましたが、昭和二十六年から昭和三十九年までの十三年間に、自動車数は十四倍になりましたけれども、定員は五倍しかふえておらない。こういうことから、現地における陸運事務所は、大都市はもちろんのこと、中小都市までも非常に定員不足で困難をきわめておるということが、実態であるわけなんです。ただその内容が單なる労働強化ということだけではなしに、正常な行政が行なわれておらないということなんです。この間には、海上保安庁としても少し力を入れておられたがために、海上保安関係の質問はこれまで終わりたいと思います。

申し上げて、来年度対策を立てていただきよう

ますので、質問応答の形はやめまして、それだけ

ちょうど大蔵省の主計次長がおいでになつておられますので、ちょっと申し上げたいと思うわけでありますが、あえて主計のほうからおいでをいただいたのは、大蔵省が非常に定員規制がきびしくて、行政がスムーズに行なわれておらない。スムーズに行なわれておらないどころではない。特にきょうは、大蔵省が非常に定員規制がきびしくて、行政がスムーズに行なわれるといふことを言つてきておりますけれども、おそらく数分間でこの車検を終わるといふことになるわけなんです。三分や四分で車検を行なわれるといふことになりますすると、実際に車検が行なえないわけなんです。私どもも日本通運につとめておりますから、自動車の関係は十分に知つておりますが、なかなかそんな時間ではできな

いわけなんです。こういう行政が、事実特に大都市では行なわれておるといふことなんです。それからもう一つこの周指摘をいたしましたことは、

自動車の販売店から事務員を派遣いたしまして、その事務員が窓口に職員のようにすわって、そし

て事務処理を行なつておる。大切な登録事務の処理も、そうした人たちにやらしておる。しかもこ

の数が少なければこれはよろしいですけれども、御認識を十分に得ておかなければならぬといふ

ので、あえてここにおいでをいただいたのですかそれで、連輸省関係の各部門についての定員不足は、それぞれ指摘をいたしますると多くございりますけれども、特に問題になつておりますが、これは先日の質問と同じでございます。

それで、連輸省関係の各部門についての定員不

足は、それぞれ指摘をいたしますと多くござい

ますけれども、特に問題になつておりますが、これは先日の質問と同じでございます。

それで、これは先日の質問と同じでございま

す。

それで、連輸省関係の各部門についての定員不

足は、それぞれ指摘をいたしますと多くござい

ますけれども、特に問題になつておりますが、これは先日の質問と同じでございま

す。

てきておる定員は、現在の倍にしてもらいたいといふ要望がおそらくあつたと思うのです。これは当局の出したものがそらなんです。当局はまだ遠慮をして、出した数字が倍というところなんですか、大体推して知るべきでございますが、そういう点の御認識をどう持つておられるか、また、こうした問題を次年度に解決するよう努力していただけるかどうかということを、この際答弁の中で明確にしていただきたいと思います。

○鷲崎説明員 自動車検査登録特別会計法の定員

につきましては、從来これが特別会計になつたときの経緯から見まして、一般会計である場合には、

どうしても一般的な原則から定員に対してもかく

渋くなりがちであるといふようなこともあります。

検査登録の手数料の値上げとともにからみまして、

今後逐次検査コースの充実、定員の拡充その他いろいろ登録事務関係の能率化、合理化、機械化といふようなことを推進していくといふ考え方で予算を考えておるわけでございます。四十年度につきましても、いま御指摘の大坂につきましては、検査場の第一、第三で三コース新たにふやすことにしまして、その分を含めて、今年は検査施設といたしまして新設一、移設一、擴張八、改修一、計十一カ所、十七コースを整備するということでお査場の設備関係の充実を考えておるわけであります。

これに關連しまして、当然定員の問題が出てく

るわけであります。確かに御指摘のように運輸省からの御要求は、二百五十名ですか増加といふ

御要求がございました。御存じのように、四十

年度の予算につきましては、一般的に定員不増といふ

ような考え方でおつたわけでありますけれども、先ほど申しましたような登録事務の実情といふものを考慮合わせまして、登録関係と検査関係で人の増加を考えますと、五百名の増加を認めておるわけでございます。これを過去の数字にさかのぼってみますと——四十年度予算については從来よりも定員に辛くいうような一般的な雰囲気の中におきまして査定をしたわけでございますが、

前年度五十人、三十九年度が前年度八十人の増加でありましたのを、今度百五名の増加といふことで、われわれいたしましては相当思い切つた大体推して知るべきでございますが、そういう増員を認めたりでございます。なお、この増加した人員の配置等につきましては、都市近郊の非常に検査登録事務の繁忙をきわめた地方との関連といふものを実施計画上はさらに運輸省のほうで適切に御判断いただいて、できる限りいま先生が御指摘になりましたよな点の解消につとめていきたいといふふうに考えておるわけでございます。

なお、私まだ経験が浅いので、事務のこまかい

点はよくわかりませんけれども、登録事務関係等につきましては、ことしはひとつ能率協会の人に

委託をして、どういくらいにしたらお待たせす

る時間を少なくして能率をあげることができるか

といふような点を抜本的に考えまして、その委託研究の上に立つて、さらに合理的にスピードアッ

プできるような予算を来年度以降考えていただきたい

といふふうに存じておる次第でございます。

○田口(誠)委員 大蔵省のほうでも努力してお

れると思いますが、まだまだこの点については検

討していただく余地があろうと思ひます。どうな

んですか。

○松浦国務大臣 御指摘の問題については、建設

省のほうの道路改良工事が二級国道まで全線完成

いたしました暁には、あのようなことはややでき

るであろうと、私が相談を受けた時分に考えまし

た。しかし、おつしやるよう、それならば全部

除雪が毎日毎日できるかということになれば、北

海道のような、あるいは東北とか特に新潟のよう

な雪の深いところでは、それはできない場合が多い

のです。そういうところへは臨機別個な方法

を考えるべくであります。まだ決定にしてしまつたわけではございません、細部にわたつてはさらには検討する考えでございます。しかし、

おおむね二級国道まで舗装されてしまつて、並行

線であるならば、あのほうが国家としては大きな

点ではない方法ではないかと思いますが、まだ細

部にわたつては検討を十分いたしておりませんか

ら、御意見のある点は十分検討いたしまして、御

期待に沿えるようにしたいと思っております。

○田口(誠)委員 その点は時間がございませんの

強く要望申し上げておきます。

最後に、官房長に一言。陸運局関係で陸運事務

所の関係は、労使関係が非常に正常でないところ

も三千七百ある駅を百七十の基地駅に集約しようとしたしましたとき、雪の多いところなんかは、自動車で持つてこれないわけなんです。だから、これは机上ではそういう一つの計画は立てられようと、われわれいたしましては相当思い切つた大会を開いて決議をしたり、やるわけです。これは当然やらなければならぬわけです。こういうことを行なうのでも、休憩中に職場大会を開いても、ごみが一つ落ちておつたということだけ因縁をつけられたり——そう言うと首をかしげてみえます。わからなければ私はここでは時間がもつたないから言いいませんけれども、私の部屋に来ていただければ、その点を詳しく申し上げて善処をお願いしたいと思うわけでございます。したがつて、労使関係の正常でないことは、やはり労使関係を正常な形で運営されることは、行政の能率化をはかることになるのですから、この点について、官房長はただいま私の申し上げたようなことを把握されておるのかおらないのかということをお聞きしたいし、おらないとするなれば、ただいま申し上げましたことは事実あるわけでございますから、私はまたこういう正式の場でないと直接申し上げて強い進言をいたしました。たゞ、その点について御答弁をいたいと思いますが、まずその点について御答弁をいただきたい。

○堀政府委員 陸運局関係の労使関係が正常でないといふお話をござりますが、その内容はどういうことかよくわかりませんけれども、いま例にあげられましたように、何か集会があつたあとにござみが一つ落ちておつたので文句を言ふといふようなことは、もしさういうことがあつたとすれば、あまりにもさまたげなことがありますので、そういうことでもって労使関係がますくなるといふことも注意をいたしたいと思ひます。

○田口(誠)委員 これで質問は終わりますが、官房長、いまごみの話を申しましてけれども、労使関係の正常化ということは、労働組合のほうから話し合いを申し込んだときには快く受けた、正し

い話し合いを行なつてもらうことが一番大切です
し、場合によつては、時間中に職場で組合員みな
を齊つと一堂にそろへて開く場合もよし。

おおむねはそれで大体かな。かるを開く場合には、どういうふうに屋内でもやるような場合でも快く認めてやるとかして、そうして対立するような問題があれば両方がそれぞれ意見を出し合えばよろしいのですが、そ

ういう意見を出し合ひ前いろいろな問題が起きておるわけですから、私は、きょうは十二時といたり約束になつておりますので、これ以上申上げま坐んじません、つづけます。

さもなくね、いかがの機会に、おこすなどござ
においでいただいて、その点を報告申し上げて善
処方をお願いいたしたいと思ひますので、その点
をいま約束しておいてもらいたいと思ひますが、

○堀政府委員 きょうは時間がないから、先生の部屋にいざれ参りまして、よく話を聞いて善処い

○田口（誠）委員 それでは質問を終わります。
○河本委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○河本委員長　ただいま委員長の手元に、佐々木義武君外二名より本案に対する修正案が提出されておりますので、提出者より趣旨の説明を聴取いたします。佐々木義武君。

運輸省設置法の一部を改正する法律案に対 する修正案

運輸省設置法の一部を改正する法律案の一部を
次のように修正する。
附則第一項を次のように改める。
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、
第八十三条の表の改正規定は、昭和四十年四月

○佐々木(義委員) たゞいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案に対します修正案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますので、朗説を省略させていただき、その要旨を申し上げますと、本改正案は、昭和四十年四月一日から施行することといたしておりますが、その日はすでに経過しておりますので、これを公布の日に改め、定員にておりますので、これが適用しよより関する改正規定は、本年四月一日から適用しようとするものであります。よろしく御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○河本委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○河本委員長 これより本案及びこれに対する修正案について討論に入りますが、討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

運輸省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、佐々木義武君外二名提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立總員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立總員。よって、修正部分を除いては原案のとおり可決いたしました。

右の結果、運輸省設置法の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松浦國務大臣　長い間御審議いたしましたことをありがたく存じ上げます。（拍手）

○河本委員長 大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○山内委員 御提案になつております設置法の中身について、具体内に若干お尋ねしておきたいと

思ひます。最初は、臨時貴金属処理部を廃止するという御

撮影があるわけですが、日本銀行に保管されております。ダイヤは、先般見せていただきました。その前に、大蔵大臣もお見えになりましたので、この

問題について少しお尋ねしておきたいと思います。この接収されましたダイヤモンドの今までの経過については、古い会議録など若干目を通したの

であります。まだ非常に問題が多い。まだこの処理部を廃止して責任の所在をあいまいにすると、いろいろ段階ではないという考え方を強くいたしてお

るわけであります。この処理部をどういう考え方で廃止するのか。提案理由の中にも若干書いてはありますけれども、もう一度大臣の「かうする書き

○田中國務大臣 貴金属処理部は、臨時行政調査
したいと思います。

会の答申にもござりますし、また法律にございま
した被接収者よりの返還請求につきましても、六
百二十六件について大体一件ごとに認定も終わり

に近づいておりますし、あとの処分をどうするか、もう一ぺん慎重に評価をしてもらひのをこころするかといふ問題がこれからはあるわけあります。

これは全然諜るも廃止をしてどうしようということではございませんで、いままでの多少大きがった機械を縮小しまして、一課、二課と二つに分かれ

ておったものを一つにしよう、こういうことでございまして、処理部を残しておかなければならぬ」と、うなづきながらつづった。今度は嘗食する

いといふ気がせぬが、せんので、今度は貴金属処理部を答申の線に沿つて廃止をして、あとはこ

これらの業務に対しても慎重に検討してまいりました。こういう考え方でございます。
○**山内委員** 提案理由でも、事務処理は順調に進んでおりますので、この際廃止したい、と簡単に言われておるわけです。実質的な仕事はまだ残しておくるのだ、部だけがなくなると、といいまの大臣のお話ですが、具体的にどういうことを残務としてなされておるのか。いま若干大臣から触れてお話をありましたけれども、どういうことをやるのか、事務当局の責任者からお聞きしたい。

○**向井説明員** 接収貴金属の処理の仕事を始めましてから五年余りたちました。接収貴金属の処理の仕事を大別いたしますと、認定事務と返還事務に相なるわけでございます。認定事務は、御承知のとおり、返還請求が出てまいりましたものにつきまして、請求者の持つておりますいろいろな証拠書類、たとえば占領軍からもらいました受け取り証その他の証拠書類、それからわがほうが占領軍当局から引き継ぎましたいろいろの管理記録、そうしたものをいろいろ検討いたしまして、請求がはたして正当なりやしないやということを判断いたします。これは一々貴金属の審議会にかけましてきめていくわけでございますが、六百数十件――これは同じものにつきまして二人以上から申請のありました場合には、二件ないし三件というふうに数えた数字でございますが、六百数十件ございまして、去る三月まで五十九回でございましたが、審議会をやりまして、いまだに審議会に認定案件としてかけていないのは、わずかに一件――いうことでございます。その一件も、この四月から、審議会をやりまして、いまだに審議会に認定事務に関しては大体終わつたというふうに申し上げてよからうと思います。

認定を終りますと、あと返還をいたすわけでございますが、返還のほうも、認定いたしました当該貴金属が私どもの保管いたしております貴金属の中ではつきりそれというふうにわかります場合、これを法律上特定物と称しておりますが、これは認定の終わり次第從来からも返還いたしてお

ります。したがいまして、すでに金につきましては、概数でございますが、百トンのうち八十トンくらいは返還を終わっておりますし、銀につきましては千七百トンぐらいございますけれども、そのうち一二、三百トンぐらいはすでに返還を終わっているわけでございます。したがいまして、量的には今後残された仕事は少ないわけでございますが、ただ、これからやりますのは、先ほどの特定物に対しまして不特定物でございまして、占領軍の保管の便宜上、貴金属等につきましては溶解してインゴッドにしまったり、あるいは貴石物というようなものにつきましては混合してしまつたというようなことから、認定をいたしましてもすぐに返還はできない。法令の定めるところによりまして一定の方式で案分してお返しする以外にはないわけでございます。量的には、先ほど申し上げましたように過半数はすでに返還が終わっておりますし、残りの仕事の量は少ないわけでございますが、ただ件数的には小口のもので相当ございますので、過半数の返還事務は今後の仕事にならうと思います。いまの見通しを申し上げますと、件数は多うございますけれども、大体四十年度一ぱいかけますと、特定物を案分してお返しするという仕事もほぼ終わるだらうという見通しを立てております。

○山内委員 これは大臣に確認しておきたいのですけれども、ああいざ戦時の混乱といいますか、國が困ったときに、愛國心に訴えて半強制的に買上げをやつて、これはいまとなっては当時の被害者の一人だと私は思うのです。農地報償ばかりでなく、旧地主ばかりでなく、こういうところにも被害者があるわけで、これの措置を明らかにしておきませんと、あとに問題が残る。そういうやさきに、部をなくしてしまって、最高の責任者の部長がいなくなる。そういうことになりますと、私はどうも解せない点がある。むしろ、もう四十年度で終わるならば、この部長一人ぐらい最後まで、どつちみちどうというわけじゃなし、残しておいて、最終の結末をつけてからどこかに榮転させても、私はおそらくと思う。どうも保険部を新設するための一つの犠牲として、こういうところに無理があるのではないか、こういうふうに思うわけです。大臣、この点は保険部の犠牲にしたのではないのですか。

○田中國務大臣 保険部の犠牲になつたといふようなお考えは、これはひとつお間違えでございます。御承知の行政調査会からの答申がございまして、貴金屬処理部といふものは、いまお話し申し上げたように、もう仕事も大体済んだから解散すべし、こういう答申がござります。大蔵省としては、常に機構の増設等に対しても、非常にまじめに考えなければ各省のお手本にもならぬわけでありますから、そういう意味でもこれを廃止をしようということをございまして、保険部と取りかえるといふような考え方ではございません。特に、貴金属処理部がなくなりました後、過去五年間に十分調べてもらっていますし、これからは売り扱いとか評価とかいろいろになるわけがありますが、これはすぐできるといふものでありません。非常に慎重にやらなければならぬ問題でありますので、課として専門に置こう、こういう考え方であります。

し、また部長がいなくなつても、国有財産局長がおりまして、特にこの問題に対しは慎重を期しておりますので、部が廃止になつても、事態が混乱したり收拾しにくくなる、また横重度が侵されるといろいろなことはないという確信でござります。

○山内委員 戦時中に集めましたダイヤモンドは、記録によりますと、約三十二万五千カラットあつたわけです。現在は十六万一千カラットあって、約十三万カラットといふものは、略奪してきた國へ返したとか、あるいは国内産業、あるいは接収された人に返したという記録になつておるわけです。この間の約十六万幾らの両者の収支といいますか、出納關係といふものは、記録上明らかになつておるものですか。

○向井説明員 占領軍の行ないました行為でござりますので、自分たちのほうでどれくらい接収した、そのうちどういうことでどこへどれだけ返した、あるいは配給をした、したがつて、おまえのほうにはこれだけ渡すぞ、そうした記録はございません。明細についての記録は、公式にはございません。

○山内委員 そこで、これはやはり問題が将来にこの辺に残つておる。接収したものは三十二万五千カラットであつた。ところが現在十六万一千カラットだから、その不足分だけはもう返したことになつて帳面も何もないのだ。極端に言えばそういうことだと思うのです。これは行くえ不明になつた数字でしょ。

○向井説明員 まず、先ほど一々の記録はないと申し上げましたけれども、概数的な数字はもちらんわかつております。先ほど先生申されましたけれども、私どもの記録によりましても、總量が大体三十二万五千カラット、略奪物品としてオランダその他の國へ返還されたものが十二万九千カラット、それから國內産業用その他で解除されたものが三万五千カラット、したがつて、その残りが十六万一千カラットと、その概数的なことはも

ちろんわかっておるわけであります。ただ、われわれが国内物品を管理いたします場合のようには、返済前についての出入りを書いた記録を一々たどつて正確にこれを推定するということはむずかしいかと思いますけれども、概算的には間違はないのじやないか。特に、大宗をなすものが、戦争中にダイヤを回収いたしました交易團、中央物資活用協会等のものが多うございますから、そうちの機関の持つております帳簿、それから旧軍関係のものが多いわけでございますが、そういう旧軍関係の記録その他と照合いたしまして、その間にたいした食い違いはないというふうには考えております。

○山内委員　ああいう混乱のときですから、古い会議録を見ましても、すいぶん苦労されながら記録がなくなつたといふことも、私はわからぬわけじやないのです。ただし、国民から強制的に買い上げたものの半数が、正しい記録によらないでなくなつておる。そしてまた残りの十六万何がしのダイヤも、これからいろいろな機関にかけて処置されるのでしょうけれども、こういうときに、何も部を無理に減らす——かりに臨調の答申があつたにしても、ここ一、二年待つてくれ、それくらいのことは、実力者の田中大蔵大臣できないわけでもない。これは何といっても保険部新設の犠牲になつたといふよりほくは断定できないと思う。

それはそれといたしまして、もう一つお聞きしたいのですが、昭和二十七年十月から約四カ月間かかってダイヤの取り扱いの権威者といいますか、嘱託をしていろいろ御調査されたのです。ところが、その前に占領軍から引き継ぎを受けたこの数字を見ますと、實にぼくは理解に苦しむ点があります。というのは、占領軍から引き継ぎを受けた量は、封筒に入れたものが二千九百五十九個であります。政府が前に四人の方ですか、委嘱して調査したときは、一千九百六十八個。その次の個数が問題です。個数が十五万六千三百五個引き継がれた。ところが、政府の鑑定によると、それ

が百四十九万八千九十三個になつておるわけですか。この数字に間違いないとすれば、約十倍にふくれ上がつた。そして、その重量は、先ほど同井さんが言われたとおり、ほとんど大差がない。十六万一千三百三十二カラットに十六万一千二百八十三カラット。そういうことで、むしろ個数が十倍にふえて、重量のほうは四十九カラット減つているわけです。といふと、結局大きなダイヤは盗まれてどこへか行つて小さなもので十分の一のものを集めて、重量だけ合わせてここに保管されるという、私はあまり知識がないのですが、それよりほか考えられないのですが、これはどういふうに解釈すべきですか。

○向井説明員 私どもの調べました数字は、非常に正確なものでございます。この間もごらんいたときましが、あの袋の中にはござりまするものでござつた数字でござりますので、このほうは正確でございます。占領軍のほうは、大きなものにつきましては、大きなものにつきましては、それを計算していよいよござります。そしてその場合は、袋をもつて一個というふうな決算をしておるようではござりますから、そらした食い違いますけれども、非常に小さいものにつきましては、それを計算していよいよござります。その点につきましては、一個一個数えておつたようではございませんが、内面的には実質上の食い違いがございますが、内容的には、まさに小さいものにつきましては、それを計算していよいよござります。

○山内委員 そうしますと、いまの調査官の御答弁を言えば、占領軍のほうは袋でよこした、つちは一つずつ数えたのだ、この差だということですか。

○向井説明員 ただいまお尋ねのとおりでござります。

○山内委員 そうしますと、これも変な話です。そうすると、占領軍から受けたときは、一々個数を当たらないで、中身を確認しないで袋だけで受理した、こういうことになりますね。そらすれば、なぜ私はそういうことを詳しくお聞きするかと言えば、日本銀行はたゞ保管の任にあつただけで、あとは委嘱した人が中に入つていつて四ヶ月かかるつて調査をされたわけですね。これは一つの仮

定ですけれども、悪く勘ぐれば、小さなものを持つていてすりかえをやつたてわからぬでしょ、袋だけ受取られて、中身を確認されていないのですから。大きなものと小さなものをすりかえても、總量の重さだけを合わせればいいということになるので、これは非常に奇々怪々なことだとぼくは思う。この点、念を押してお聞きしておきます。

○向井説明員 ただいまのお話は、鑑定の際のお話かと思いますが、鑑定の際には、私ども大蔵省の職員が立ち会つておりますので、そらした間違が起ることは万々ない、これはかたく信じております。占領軍から引き継ぎを受けましたときは、引き継ぎを受けますその場で百四十万という数を一々当たつたわけではありません。その点は、あとで鑑定の機会にあわせて数をさしいに調べたということでござりますが、少なくとも鑑定の際には、私ども申し上げましたように、担当者が立ち会つて個数も数えましたし、また鑑定もしていただいておりますから、そらした間違いは万々ないとかたく信じております。

○山内委員 これは信頼の問題ですから、委嘱した人に間違いない、そういうはそらだらうと思いますけれども、そのうち正確な資料を出していただいておりますから、そらした間違いはないものと私どもは考えております。

○向井説明員 ただいまお尋ねのとおりでござります。

○山内委員 そうしますと、これが変な話です。そうすると、占領軍から受けたときは、一々個数を当たらないで、中身を確認しないで袋だけで受理した、こういうことになりますね。そらすれば、なぜ私はそういうことを詳しくお聞きするかと言えば、日本銀行はたゞ保管の任にあつただけで、あとは委嘱した人が中に入つていつて四ヶ月かかるつて調査をされたわけですね。これは一つの仮

意見でありますから、それくらいにいたします。またこの問題については大蔵委員会との連合審査もあるそうですが、その際にもう少し突っ込んでお聞きしておきたいと思います。きょうは、この問題についてはこの程度にとどめます。

それでは次に、保険部の新設についてお伺いしておきます。

この設置法の十二条の二号から九号までいろいろな金融機関の名称があがつておりますので、これは今度検査部の所掌事務以外は、全部保険部において担当することになるわけですね。もう少し具体的に申し上げますと、十二条の二号の「日本銀行を監督する」から始まりまして、あと九号のいろいろな地方にある金融機関までを全部監督することになります。一体監督の範囲と、それからこういう機関の自主的な、自分たちがやれるものとの境界といいますか、これは何の規定によつてきまするのか。この監督といふものの範囲はどの程度のものか。たとえば信用金庫とか、こういう末端の地方の金融機関に汚職が起つたとか、いろいろな不正が起つた、こういう場合も、この監督の責任ということはこういう明文があると免れないと思うのですが、この点はどうなるのですか。

○田中國務大臣 大蔵省設置法だけではなく、銀行に対しても銀行法がござりますし、日本銀行に対することは日銀法がござりますし、また信用金庫や相互銀行に対しても法律がござりますので、この法律の条文に従つて監督権が発動せられるわけであります。銀行法における監督権が非常に実態に合わないじゃないかといふことで、もつとこまかく監督権を発動すべきだといふ御議論もござります。でござりますので、銀行法や日銀法に対しても、現在改正について検討いたしておるわけでござります。銀行等については、預金者保護といふことと、銀行といふ機関を育成強化していくといふことに主点が法律は置かれておりますので、この面から監督をしてまいるといふことでござります。

○山内委員 いや、その事務のほうは明文がありますからちゃんと改正されているのですが、この一二条の二項の事務というのは、あなたいま監督

で、具体的な問題まで監督権とか指導権を發動するといふようなことに対しても、おのずから限界を定めておるわけであります。

○山内委員 この改正になります十二条、ここに保険部の任務を書いておるわけですが、「前項第一号の事務のうち生命保険業及び損害保険業に係るもの並びに同項第八号の事務」——第八号の事務というのは「生命保険業及び損害保険業を免許し、これを営む者を監督すること。」そうしますと、保険部というものは、監督はしないで事務だけをつかさどるということになるのですか。その点はどういうことになります。

○谷村政府委員 これは設置法の書き方の技術的な問題でござりますから私から申し上げますが、第一号といふのは、「金融制度を調査、企画及び立案すること。」これが現在の十二条の第一項の第一号に書いてござります。一般的に銀行局は金融制度を調査、企画及び立案するわけでござりますが、その中で、保険部は特に金融制度のうちでも生命保険と損害保険にかかる金融制度というものを調査、企画、立案する、こういうふうに部門をききましたために、同じく銀行局の中でも、一号事務の中で保険事務に関する調査、企画、立案だけは保険部にいくのだということを規定しております。

それから、その次に「同項第八号の事務」と書いてあります。その第八号の事務はまさしく「生命保険業及び損害保険業を免許し、これを営む者を監督する」といういわゆる監督事務でござります。したがいまして、ただしかつても検査のほうは検査部が従来どおりやるのだと、そういうことにしておりませんから、保険部の所掌事務といたしましては、ただいま山内委員御指摘のとおり、生保及び損害保険についてのいわゆる監督事務といふものと、それから調査、企画、立案するといふ問題と、この二点が残ることになるわけでござります。

○谷村政府委員 お手元にござりまするのが、大蔵省設置法の一部を改正する法律案だと思います。法律案のほうでごらんいただきますと、まず十二条の二項としまして「保険部においては、云々と、こう書いてございます。保険部が何をやるかがここに書いてあるのでございますが、前項と申しますのが、いまおっしゃったように一、二、三、四としてずつとあがっている仕事でござります。その銀行局の所掌事務のうちで一号というのが「金融制度を調査、企画及び立案すること」でございます。これは新旧対照表のほうを見てくださいますとおわかりになると思いますが、十二条の第一項のほうは「銀行局においては、左の事務をつかさどる。」としておりまして、「第一に」「金融制度を調査、企画及び立案すること」とござります。それはもし資料としてお手元にあるとすれば、十ページから十二ページのところでござります。

○山内委員 私の聞きたいのは、銀行局には保険部と検査部であるでしょう。そうしますと、今度新しくなった保険部というのは、当然銀行局の中にありますから、いまおっしゃった第一号といふのはわかるのです。ところが、この最後の、ずっと書いていったあとで改正の二項に保険部といふ独立した部を設けながら、「生命保険業及び損害保険業に係るもの並びに同項第八号」——同項第八号——いうのは、いまの生命保険と損害保険ですね。そして「同項第八号の事務をつかさどる。」とあるから、私はちょっとおかしいのではないかと思うのです。せっかく独立した部がありまししたら、先ほどあなたのおっしゃった監督までもやりになるのが順当じゃないか。事務だけやってあるのではないのではないか。そこを少しはつきりしてください。

○谷村政府委員 これは法律の技術的な書き方で立案いたしますことも、あるいは金利を調整することも、国民貯蓄計画を樹立することも、そういうことは、左の事務をつかさどる」といいます。監督することも、あるいは金融制度を調査、企画することも、国民貯蓄計画を樹立することも、そういうことは、左の事務をつかさどる」といいます。監督事務あるいは調査事務、企画事務、すべてこれを含めまして、どことこにおいては次々の事務をつかさどる、こういう言い方をしておりますので、第八号の生命保険業、損害保険業を免許したことあるいは監督するということも、その保険部の事務として、こういうふうな書き方をしているわけでございます。

○山内委員 事務にたんのうな方が額を集め協議されたのですから、私なんかのいろいろとよりも間違いはないと思いますけれども、どうもこの辺が複雑で、検査部のほうを見ましても同じことかと言えると思うのですが、こういう設置法の立法技術では、もう少しありややすく、あとで疑義のないような方法が研究されていいのではないかと思います。

それはそのくらいにいたしまして、定員の問題を若干お聞きしたいのですが、その前に大蔵大臣に、これはきょうここでもらった行政管理年報の中に、閣議の決定事項として、三十七年の十月、公務員の欠員不補充の要領というものを決定されました。この閣議決定を尊重して各省ともすいぶんこの線で努力したとはわかるのですけれども、その結果が各省まちまちで、非常に行政事務のアンバランスができるということを、今回のこの国会の各設置法を見て、これはたいへんな問題なんだ、そういうふうに私は気づいておのですが、この欠員不補充の要領というものは、大蔵大臣としてはどういうふうに具体的に御理解になつておられるのですか。

○田中國務大臣 機構、定員はできるだけこれを抑制する、こういう基本的な考え方でございます。しかし、事業量のふえる特別な現象というようなものは、機械化によって能率化するかまたは事務

の簡素化を行なうと、いろいろ以外には、どうしても事務量と並行して人員をふやすなければならぬものがございます。こういふものは除くといふことにしてございます。ござりますから、特別会計のようないわゆる事業量のふえるものはこの限りでない。こういうことが園議で決定をいたされてしまいます。とにかく一般会計の中で一般職といわれるような職員は、できるだけこれを抑制しようと、いふことでありますと、具体的な問題としては、各省庁の中では分けてしまいますが、なかなかどうも仕事のある局と仕事のない局があつても、人事交流はむずかしい。こういうことが現在まで行なわれてまいりましたが、人事の交流は省全体として考える、これがまず一つでございます。もう一つは、各省とも、独立採算を強要されていて、これは言つてもなかなかむずかしい話ではござりますが、第二の基本は、各省間でひとつ人事の移動を行なおう。内閣全体で事務配分を考えながら人事の効率的な運用をはかるなど、いふことが、基本的にはきめられておるわけであります。

の制度でも認めて、学生は定員外にして入れたらどうかという考え方も、私はあると思うのです。定員を食っているのですから、二百名というのは、ふやしてもそういう矛盾があると思うのですが、これについてのお考えはどうですか。

○田中國務大臣 これとて、まあ表現のしかたでござります。千六百名の学生が一年間の教育を受ける。実働人員からは千六百名はずれる。こういふ考までございますが、学生というものを、講習期間の者を定員からはずすことが定員と言つていののか、またこれを含めたものを定員と言つたほうがいいのかという問題、これはただ表現の問題だけでございます。要は、実働定員の問題に対しては、実際の職務に必要なだけ定員が確保されてゐるかという問題が検討されるわけでござります。定員は、いままでは大蔵省だけではなく、他にも通信講習所へ入っている者も定員でござりますし、鉄道教習所に行つてゐる者も定員でござりますし、これは海上保安庁でも何でもみな定員で、しかもその定員といふものは、国会の議決でもつてふやさなければならぬ、こういうことになつておりますから、これは定員外の者でも自由にとつていいといふわけではなく、やはり法律で規定をしなければならないわけでありますので、この問題は、実際問題としてはそら議論のあるところではないと思ひます。いまのままでいいんじゃないかとう考え方をとつておるわけであります。

○山内委員 それは大臣、少し認識を誤つておるので。これは働くほうの側にすれば、実働の定員ということを考えておる。実際に働く者。ところがあなたの方のほうの定員は、予算定員でしよう。ですから、いまのように税務大学校で税務講習をやる専修の者も定員の中に入つて、総ワクで予算をとつておるわけです。これはどこでもいま指摘されたとおりです。ですから私の言つのは、ほんとうに困つてゐるところは、仕事の業務量に追いつかないからなんで、予算定員は実働とは違う。予算の組み方としては、本来ならば実働に組むべき

である。予算を何ぼもらつても、それがそちのたとえは大学生にとられるとか、研修にとられるとか、そのほかいろいろなところにとられると思うのです。そういう意味で、この実働どるのか、予算定員としてどるのか。そうでないと、たとえばこういふ問題も出てくるわけです。どうしてもあなたのほうでは定員のワクを抑えるものですか、仕事が苦しくなると、今度は人夫賃という形で事業費の中で予算がどんどん組まれておる。そういうのが、もう臨時人夫の形で十年間も働いているという問題が出てくる。こういう人夫賃といふのは、いまの臨時雇用はちょっと違いますけれども、いろいろ離れて定員確保している。きのうは運輸省の定員の問題で、こういふ現状も出ておる。登録申請をする会社や工場の従業員を迎えて仕事をやらしておるといふ問題が出てきておる。そういうことになりますと、もっと公務員の定員といふものはすっきりした形でやらないと、いろいろなところに問題が起きてくると思うのです。これについてのお考ははどうですか。

ではありますから、郵政省の定員の中では、勉強している人は幾ら、それから国税局の中では千六百人といふように分けられておる。こういう事実だけをございまして、定員の中に入れるということですが、それ以上にベターな方法も考えられないわけが、ありますから、私はいまの状態でいいのではないかというふうに考えます。

○山内委員 これは大蔵大臣とは見解が相違しておるので、そのうちまたゆっくりお話を聞いてみたいと思うのですけれども、お話を聞くと、民間に相当ひっこ抜かれる。これは実は統計はこの官房長に見せてもらいましたけれども、ちょうど大學を出て働き盛りの、十五年の勤続で年齢も三十五、六歳というのが、大量にひっこ抜かれる。結局、こういう大学へ入れて、教育をして一人前になつて、そして民間へどんどん取られて、またその補充をしなければならぬ。これは一体大臣どうお考えになりますか。そしてどこに原因があつて、どうすればこういう現象がなくなるのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○田中国務大臣 まあむずかしい問題でござります。これは自衛隊等におきましては、勉強した者はつとめなければならないとか、また教員養成所を出た者は、その間の費用を負担するということとで卒業後何カ年かは就職をしなければならないといふようなものがござります。税務講習所を出たり税務大学を出たら、十五年だつたら十五年、二十年だつたら二十年つとめなければならない、こういうことにすればいいが、どうも一年間ぐらいで縛るということは、これはむずかしいと思ひます。これがとにかく三年とか五年とか学制上の学校になつて、そろして必ず幹部職員にもなるんだけ全部がそらであれば、これは抑えられます。卒業してから五年だつたら五年は税務署につとめなければならぬくらいのことはできるだらうと思いまが、いまの税務大学の状態では、これはなかなか

かむずかしい問題であります。給料の問題がござりますが、これも民間のほうがいいということでありましょう。昔は給料はよくなくとも来た。まあ給料もよかつたようですが、そういうこととと、それからいまは公務員に対して、必要以上に公僕であるということを要求される、何か目の大きいものですから、税務署から人をもらうといふことは、経理が複雑になつておるだけに、そういうことをやるわけであります。こういう人たちに対して私どもどうすればいいのかといふので、専門官の制度をとつたり、それからいま国会にお願いしております税理士法の改正、こういうことを早く通していただけば、やはり税務職員も税務署に居つく。これは実際考えてみて、私は非常に深刻な問題だと思ひます。これだけやりにくい仕事をやって、そのためにこそこういう戦後の発展もあつたわけでありますから、税務職員といふと目のかたきにする。こういう考え方 자체をまず正すということが必要でありますし、だんだんとそろしていけば、民間に早くから出るということよりも、もつと落ちつくだろう、まあいろいろ考へた末、税理士法の改正をお願いしたり、さまざまのことを行ふべき考究いたしておるわけであります。

です。思い切って給費生にして、給料もくれる、そうしてそれだけにやはり勤続する義務を負わせるべきだ。これが一点。もう一つは、待遇の問題とか、社会的に何だかんだいろいろな目で見られるというよりも、そういう一番中堅幹部になる働き盛りの者を民間の会社はひとつ抜いていて、高い給料をやつても会社にとってはプラスになるから、そういう人を引き抜くのです。問題はそこにあると思うのです。税務に明るい者をひとつ抜いてきて、極端にいえば脱税の方法を研究させる、そのほうがかえって高い給料をかけて有利だという、これはもう利にさるのは民間の事業ですから、皆さんではないだらうけれども、その点の問題を大臣ははつきり考えないとなれがやつても、税理士がやろうと、個人がやろうと、しろうとがやろうと、間違つてさえしない申告があつたら、税法によつて正しくやれば、そこに税金の額が上がつたり下がつたりということはあり得ないはずなんです。それが裏道をまだ残しておくから、優秀なものをひっこ抜いてきて、そういうものを研究さして、そして給料をやつしてもなお会社が利益がある。私は、そのことを大臣はやはり一番重視すべきだと思うのです。いかがですか。

○田中國務大臣 定員外にしなければならないという感じが、どうもよく私はわからないのです。いまでも定員といふ中には、実働しておらないで、身分はちゃんと職員でございますが、学校へ行っている者もあるということは事実でございますから、だからこれはこれでいいのじやないかと思います。それで、しかも定員にならないというようなことは、法制の体系を変えてこなければいかぬわけです。(「給費生にしたらしい」と呼ぶ者あり) そうすると、その間だけは退職金に算入しないとか、率が少ないとか……。

○山内委員 それは法律のきめようで、そんなばかりではない。

○田中國務大臣 だから、いわゆる学校へ行っている人を定員の中に含めておるということには、

では一体どういう弊害があるのか。定員外にして、別に法制でもって定めて、定員に入るべき人、やがて定員に組み入れるべき人、こういう人を法制上明確にする必要があること私は考える。何か国税庁が二百名もふやしても、実働定員じゃないのだから國税庁の職員の仕事はさっぱり軽くならないと國税庁の諸君が思うから、実働定員と学校へ行っている定員を分けろというのかもしませんが、これはどうも概念論に過ぎて、実際問題として、定員の中に学校に通う人があつても一向差しつかえない。これはどこにもあるのです。学校に行っておる自衛隊の定員を定員外にする、これはどうもわからない。

それからもう一つは、脱税救助のために税務署から民間に行く、そういうことは絶対ありません。

脱税といらは大体合わないので。脱税をやると、必ず会社がひっくり返ってしまう。これは天網恢疎にして漏らさず、必ず國税庁はちゃんとつかみますから、脱税といらのものは絶対合わぬ仕事だ。そういうことで、脱税をする必要がない。

そういうことがないとは限りませんが……。しかし、いまの税法は非常にむずかし過ぎるということ

で、中小企業などでもつてどんどん仕事を伸ばしていく過程において、こまかいむずかしい税の処理がなかなかできないということは、お互いにござります。そういう意味で、税務署の職員もつて専門家を会社に迎えて経理を確立させたい、こ

ういう考え方はあると思いますが、とにかく大学にも入れて、何とか一生でも税務署につとめてもらおるようだ。また税務署から出た場合には堂々と生活していけるように、そういう考え方を確立したいということで、いまいろいろ検討いたしておるわけあります。

○山内委員 定員の問題は口をあらためてと思ひましたけれども、私の説明がへたか、考え違いなのか、大蔵大臣のさとりが悪いのか、どつちかわからませんが、たとえばよくあなた方は公務員の数が多い多いとおっしゃる。そして国民何十名について何名と言ひが、このうち何名かは学生

ではないのか。定員外にして、別に法制でもって定めて、定員に入るべき人、やがて定員に組み入れるべき人、こういう人を法制上明確にする必要があること私は考える。何か国税庁が二百名もふやしても、実働定員じゃないのだから國税庁の職員の仕事はさっぱり軽くならないと國税庁の諸君が思うから、実働定員と学校へ行っている定員を分けろというのかもしませんが、これはどうも概念論に過ぎて、実際問題として、定員の中に学校に通う人があつても一向差しつかえない。これはどこにもあるのです。学校に行つておる自衛隊の定員を定員外にする、これはどうもわからない。

それからもう一つは、脱税救助のために税務署から民間に行く、そういうことは絶対ありません。

脱税といらは大体合わないので。脱税をやると、必ず会社がひっくり返ってしまう。これは天

網恢疎にして漏らさず、必ず國税庁はちゃんとつかみますから、脱税といらのものは絶対合わぬ仕

事だ。そういうことで、脱税をする必要がない。

そういうことがないとは限りませんが……。しかし、いまの税法は非常にむずかし過ぎるということ

で、中小企業などでもつてどんどん仕事を伸ばしていく過程において、こまかいむずかしい税の処理がなかなかできないということは、お互いにござります。そういう意味で、税務署の職員もつて専門家を会社に迎えて経理を確立させたい、こ

ういう考え方はあると思いますが、とにかく大学にも入れて、何とか一生でも税務署につとめてもらおるようだ。また税務署から出た場合には堂々と生活していけるように、そういう考え方を確立したいということで、いまいろいろ検討いたしておるわけあります。

○河本委員長 村山喜一君

○村山(毫)委員 私は、二点ほどにわたりまして大臣の御所見をお尋ねをいたしたい。

まず第一は、臨時行政調査会からこのたび勧告

が行なわれているわけですが、特に行政機構の統廃合に関する意見の中で、いろいろと大蔵省関係の機

構等について取り上げているわけでございます。

中でも行政機構の組織管理部門が不備な例として、本質的に行政管理局が主役で大蔵省の主計局

がわき役でなければならないのに、いまは主客転倒

をして主計局が主導権を握つておる、こういうと

ころに問題があるのだといふ指摘が行なわれてい

るわけであります。それと同時に、現在スタッフ

的な機構いたしましての官房の部局が、行政の変

革に応じて分化をしなければならないのに、旧態依

然たるままで存置をしているために不合理なものとなつてゐる例として、大蔵省の官房組織が例示

されておる。そのほかにも、理財局のよろんなもの

も時代に即応しない名称だといふ、名称上のもの

も指摘をされている。そこで今回の予算会計制度

の問題について、きわめて重要な内容であります

が、この辺のところはやはり

のはうに予算要求のときに説明してもらわなければなりませんし、大蔵省としてもそういう認識の上に立つて、定員の問題を取り上げてもらいたいと思う。これは要望申し上げておきます。

○田中國務大臣 大体実際の問題の中では、実働

の給与の単価、学校に行つておる者の単価、また休んでおる者の平均、こういうものに対しては十分

検討いたしております。

まず第一は、臨時行政調査会からこのたび勧告

が行なわれているわけですが、特に行政機構の統廃合に関する意見の中で、いろいろと大蔵省関係の機

構等について取り上げているわけでございます。

中でも行政機構の組織管理部門が不備な例として、本質的に行政管理局が主役で大蔵省の主計局

がわき役でなければならないのに、いまは主客転倒

をして主計局が主導権を握つておる、こういうと

ころに問題があるのだといふ指摘が行なわれてい

るわけであります。それと同時に、現在スタッフ

的な機構いたしましての官房の部局が、行政の変

革に応じて分化をしなければならないのに、旧態依

然たるままで存置をしているために不合理なものとなつてゐる例として、大蔵省の官房組織が例示

されておる。そのほかにも、理財局のよろんなもの

も時代に即応しない名称だといふ、名称上のもの

も指摘をされている。そこで今回の予算会計制度

の問題について、きわめて重要な内容であります

が、この辺のところはやはり

の問題が解決しないので、そういう点を

改正案に反映する機構の問題としての問題点を

お尋ねをいたしてみたいと思います。されど、今まで

總理府に予算編成を移すというような、あい

うような大きな問題は別といたしまして、今次

の問題について、きわめて重要な内容であります

が、この辺のところはやはり

の問題が解決しないので、そういう点を

改正案に反映する機構の問題としての問題点を

お尋ねをいたしてみたいと思います。されど、今まで

總理府に予算編成を移すというような、あい

うのような大きな問題は別といたしまして、今次

面を見ないで歳出だけをきめれば、膨大になるだけあります。私は今度の四十年度の予算編成につきまして、各省に対し、補助金の合理化といふものに対し、各省はみずからいまの予算の中でもつてこれをやめてこういうふうに重点的にやります。こういうことをお出しなさい。こう言ってやつてみたのですが、結局はなかなか削れない。大蔵省で削つてくださいと、こういうことでは、これは大蔵省の主計局で憎まれて予算をぶつた切る。こういうことをだれもやりたいものはありませんが、やはりどこかで憎まれる人といふものには必要であります。こういうわけで、かくして連綿として憎まれ役を買つてきた大蔵省の歴史といふものは、高く評価しなければならぬ。こういう考え方でありますと、どうも主計局の分割とか、主計局を総理府にやる——いま確かに総理府でも仕事をしておりますが、各省で意見のまとまらないものは何でもみな総理府にやる。こんなことは行政の複雑化であって、私はあえて賛成いたしません。こういう考え方から考えてみましても、予算というものをどうして組むのかということを考えると、これはやはりいまの主計局や大蔵省の悪いところは十分直していく。これにかわるべき理想的なものはなかなか見つからない。こういう考へで、いま私はこの面に対しでははじめて検討をしておりますが、いますぐこれを改廃したり、別にいいものつくと、自信はございません。理財局の名前も、これもどこにあつたかといふと、慶應の理財科ぐらいが有名であります。あとはありません。ありませんから、何とか考えたいといふのでいろいろ考へてみて、御承知のとおり、前国会で証券局を分離していただきました。ところが、理財局のやつている仕事というのも、国债の発行から紙幣の国案まできめている、これはなかなかたいへんな仕事でございまして、何とかいい話はないか。この間私も、国民にわかりやすく、いよいよ財政投融資局といふふうに名前を変えられないか、こう思つて検討してみましたが、将来は私たちは財政投融資局といふようなものも生まれる

と思ひますが、そのかわりいま理財局がやつてゐる仕事全部が財政投融資局でもないのです。国庫局といらものが必要なのか、そこがなかなかむずかしいので、やむを得ず、理財局を連綿として使っておる、こういう状況でござります。いろいろございますが、私自身が、最も大蔵省に批判的である私が行つて、いろいろ批判はあるが、やはりこれでしようがないかなと、こう思つておるわけでござりますから、ここでもって私はやめるというのじゃない、これは大いに研究いたしますし、臨調の答申にも沿いたいと思いますが、ただ見るときれいだけれども、いまよりもなお複雑にするというような道は選びたくない、こういう考えでございます。

いた。さらにもう、都市銀行、地方銀行、証券業、保険業等の事務について、銀行局、証券局等から大幅の権限委譲をしたらどうか、というようなものが出ておられるのであります。この措置に伴つて、財務局及び財務部のあり方を抜本的に改革すべきである、こういうような考え方で、理由を見てみましても、これらの点につきましては妥当なものだと私は思うのであります。したがつて、この銀行局なり証券局等の金融政策一般にかかる企画、立案といふものは、そのスタッフ的なものは本省に残して、地方支分部局の場合にはライン的な業務を行なっていくのだ、こういうような立場から考えてまいります場合に、今回保険部を新設するということになりますが、この保険部を部の機構として新設をしなければならないかどうか。臨時行政調査会では、スタッフ的なものは本省に残すとしても、ライン的な業務は地方支分部局のほうにおろしていけといふ考え方をとる場合に、このような部制というものをつくらなければ、ライン的な業務が強化できないのかどうかという問題について、関係がありますので、この点についての考え方をお伺いしておきたい。

でも、そういう意味で、もつとむこと保険に対してもつて議論を戦わせる、こうならないと、なかなか合理的な金融政策総合調整は行なえない、と思います。そういう意味で、大蔵省には証券、銀行、それから保険、こういうものは同一のレベルでもつて議論を戦わせる、こうならないと、なかなか合理的な金融政策総合調整は行なえない、という考え方方が、基本にござります。ですから、保険部といふもの、銀行局の中にある保険部ではござりますが、私は、どうしてもっと早くこの保険といふものを行政的にも機構を整備する必要があるというふうなことを熱心に考えてまいつたわけでござります。率直に申し上げますと、銀行局がありましてので、銀行に対する育成行政といふものも非常に強く行なわれたわけであります。証券局ができましたから、いろいろ問題になつておつた証券取引法も思い切つてやろうといふ気になつた認め可をしたならば、一年、二年後に倒産をするわけであります。いま御審議をいただいておりませんなんのではだめだ、もつともっと、大蔵省の証券局に届けられたものをとにかく受理をしておるわけであります。私は、保険に対して同じ問題がありますので、将来はひとつ保険局ができる、証券局はしっかりとやれといふことをいまだ必要だなあという考え方で、せめて保険部はお認めいただかといふ考へ方でお願いできればはなはだ幸甚だと思います。

財務局に対し、ひとつ私はここで申し上げます。が、確かに財務局に対する臨調の答申も、少し冷ややかなものでございます。今まで財務局は確かにそう言われるような面もあつたと思います。財務局の中で一番大きなものは、国有財産を取り扱つておる。これには問題が間々起きる。何か財務局は、東京都などですと都の財務局と、市の財務局と、大蔵省の財務局と、一体どう違うのか、私はそういう意味で、地方大蔵局ということにでききないかと、いろいろことをはじめて考えましたのです。ところが、そんなものは時代逆行だといふ諭論もございましたが、私は、いま国会で議論をされているそのもの、その中では、証券というものの取り扱い、それから社債の発行条件、こういったものとか、それから地方通産局でやるべきである倒産の内容とか、地方金融機関に対する中小企業に対する取り扱い、それから社債の発行条件、こういったものに対ししてどうめんどうを見ているのか、こういう問題をもつと大蔵省はなぜ責任を持つやらぬのか、証券取引法に基づく検査権をなぜ発動しないか、こう言われると一も二もないわけであります。いままでは銀行局という本省の機構でもつて、一々銀行に検査官を出した。なぜ地方に十もある財務局の機構を活用しなかつたか。これが活動せられておれば、地方財務局は拡大こそすれ、これはやめてしまえというような答申はなかつたと要請、大蔵省は当然法律に基づいて責めを負わなければならぬ、こういう問題をひとつこれからやらなければなりませんし、国会でもやりなさい、私は思うのです。そういう意味で、新しい時代のこういうことでありますので、地方財務局に対して、保険部とかまた銀行局とか、証券局とか、こういうものの出先として、第一線業務をはじめにの必要性、将来の計画、こういうものに対してもやる、こういう考え方であります。どうもその答申をいただいたときの事態とは多少違うのじやないかと思いますので、その方々にも、地方財務局の御説明をしてまいりたい、こう考えております。

○村山(喜)委員 臨議の答申の内容にいたしましては、二重行政になつていいというような部面、あるいは審査業務といつもののがだぶついているといふような問題があります。そういうようなものの整理統合をして、そして現実にやらなければならぬいまのいわゆる銀行行政なりあるいは保険行政といつものを、やはり大幅な権限委譲を行なつて、地方支分部局でやりなさいと言っているのだから、まあ大臣がお答えになつた方向のものだと私は受け取るわけです。

ただ、この際証券行政の問題について大臣が仰られましたので、この前大蔵省に証券局を設置する場合には、まあ証券局さえつくつてもうそばに株価の安定の問題にしても、あるいは証券市場の発行市場としての機能を確保することもできるのだ、産業の自己資産比率も向上できるのだ、まあオールマイティの考え方で、田中大蔵大臣得々として説明を承つたわけです。ところが、そういうふうにして証券局は生まれた。生まれたけれども、四千億円程度の市場の余剰と称せられる株が、今日においては共同証券なり保有組合によつてこれが買い上げられて、一買ひ上げられておるけれども、株価は一向にさえない。そしてこの買ひ上げ资金といつのは、日本銀行の別リクから出されているといふようなかつこうになつて、そういう状態の中にはつて、いま百五十円以上の株価が、そのものについては増資は自由にしなさいといつような大手筋の証券業界のムードづくりが始まつてしまつて、日銀總裁もこれにこたえているような発言をなさない、國民大衆の立場に立つならば、実効性はあるかないのじやないかということを私たちは感じに承りますけれども、そういうように、今日確かに証券局はできなければ、一向に改善のあとがたからといって、はたして大臣が言われるふうに、

そのようにうまくいくものであるかどうか。この点についてさらにお尋ねいたしたいのは、この保険部の新設の必要性の問題を取り上げられておるわけですが、先日堀委員の質問に対してお答えをなされたわけですが、現在の保有高は、三十九年の九月の口銀調査によりますと、生命保険の預金量が一兆千億円をこえている。それから損害保険の預金量は三千四百十九億円をこえているといふような説明がなされました。現在一・五兆程度の公社債の手持ち比率を、大臣は一〇%程度に引き上げたいという考え方をそのときお示しをなされたわけですが、私は今回の四十年度の財政投融資計画の中でも、現在民間の信託資金が特に生命保険あるいは損害保険の資金から、住宅供給関係に資金が回されているということを聞いていますのでござりますが、この保険部をつくるということになると、いろいろような公社債の手持ち比率を上げるため提案をされているようだ。そういう趣旨にても受け取れるわけであります。それがほんとうのねらいであるとするならば、これはたいへんなことだと思いますし、自由化対策という説明もございましたけれども、そういうようなねらいをお持ちの上でこの提案をされておるのではなかるうかと思いませんけれども、これについて、現在取り扱いの状況はどういうふうになつておるのか説明を願つて、これの方針というものをお伺いしておきたいと思うのです。

○田中國務大臣 保険部の設置につきましては、これは全く保険行政をやるために必要である。こういう考え方でございまして、保険に公社債を持たせる、その比率を上げるためにやることなどを、絶対ございません。そんなことをやるならば、現在のままで、私が持ち比率を上げなければ、現在のままで、私が持ち比率を上げなければ、そのままでございません。そういうことではございません。堀委員が御質問になつたのは、これだけ大きなものがあるにもかかわらず、山陽特殊製鋼の例を見ても、協調融資をしておるし、協調融資をして、協調融資なるがゆゑに生命保険そのものがさつまより相手方の信用状況

承っておきたいと思います。

それから、ついでですからお尋ねをいたしますが、保険行政の対象になるのは、民間の生保と損保、この二つだけということになるのか、労働組合

なりあるいは中小企業協同組合が行なっております

生命共済なりあるいは建物共済などもの等に対する行政上の措置とも関連性がある

と思うのですが、どのような方向でおやりになるのか、この点も御説明願いたい。

○谷村政府委員 保険部ができますと、現在所掌しておられます生命保険それから損害保険、両方の保険第一課それから第二課ということで、大体定期としましては双方合わせて四十名程度のものを

考えております。仕事は、おっしゃるような意味で保険業それ自体の問題につきましても先般米お話を出ておりますように、あるいは地震保険、あるいはまたその他の企業年金等の關係でありますとか、今後さらに勉強しなければならない問題が出てくると思いますが、さしあたりはそういうことをまいりたいと思っております。

なお、第二の御質問の、他省所管にかかるもの

ので内容が保険事業といふようなものに当たります、たとえば中小企業協同組合あるいは農業共済といったような問題、これは保険全体としての調

整なりあるいはその間における連絡なりといふものが、個々の問題について考えてみますと必ず出てくるものであります、これについては今後とも大蔵省においていわば全体としてのそいつたものの総合的な調整をはかつてまいらなければならぬ問題であると考えております。

○村山(書)委員 最後に一点だけお尋ねいたしま

す。

税關の増員百四名、國稅の職員の増員が二百名、これの配置方針はどういうふうになつておりますか、体育の特別委員会の中で取り上げられましたオリンピックセンターとの関係等もあるかと思うのであります

が、これらは東京、大阪に重点を置いて、そういうような法人等の税収の確保に当たるとい

うのがねらいであろうと思うのでありますけれども、その配置方針について御説明を願いたいと思

います。

○谷村政府委員 三百五名のうち、おっしゃるとおり二百名が國稅局關係、これは先般米お話が出しております。さしあたりは学生定員の増加といふことによって請客されるわけですが、それがこれによつて請客されるわけでありまして、全体としての國稅局第一線の実働人員がどういうふうに、たとえば東京局、大阪局等のほうに集中されてまいりますかという

こと、がこれによつて請客されるわけですが、全体としては國稅局の第一線活動官吏の増加によるわけでありまして、全体としての國稅局第一線の実働人員がどういうふうに、たとえば東京局、

大阪局等のほうに集中されてまいりますかといふことについては、要すれば國稅局の担当官のほうから御説明いたします。

それから税關の關係は、去年もやはり問題になつたのであります。いろいろ業務がふえてまいりますにつれてそれぞれの配置を考えるわけでございますが、この百四人の内訳は、要すれば税

關の關係の局長から御説明申し上げます。

○村山(書)委員 時間の關係もありますので、詳細な説明は私のほうで遠慮させてもらいたいと思

いますが、一応百四名なりあるいは二百名といふものの算出の根拠というものがあろうと思うのであります。これだけの増員をやることによつて、どれだけの行政効果をあげるかという基準なりといふものが設定をされて定員が出されているのだと思いますので、その基本的な考え方だけによろしくうございますから、この際説明を願います。

○河本委員長 次会は、明十四日、水曜日、午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

もう少し詳しく申せば詳しくなりますけれども、大まかに申せばさよなることでござります。今後ともこういう形で、國稅局の実働人員をいかにして確保していくかという問題は、来年度において

もまた出てくる問題だと思います。その中で税關のほうにつきましては、これは非常に忙し

くなる場所等がよくわかつております。その中で定員等を極力抑えてまいるという方針と、一部は例の欠員補充の解除によっていただきます分と、

そういうものを合わせましてこれを積み上げて、たとえば東京税關で何人であるとか、神戸税關でどういう面に何人であるとかいうことを積み上げて、計算して出した数字でござります。

○村山(書)委員 終わります。

○河本委員長 次会は、明十四日、水曜日、午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会する

こととし、本日はこれにて散会いたします。

○河本委員長 次会は、明十四日、水曜日、午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会する

こととし、本日はこれにて散会いたします。